

医療的ケア児に対する十分な支援体制の確保に関する 指定都市市長会提言（案） 説明資料

1 提言の背景

医療の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児、いわゆる医療的ケア児が増加している。

このため、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成28年に児童福祉法が一部改正（平成28年6月3日施行）され、地方公共団体に対して必要な支援体制の整備を行う努力義務が課せられたところである。

2 国の施策の不足点

以上のことを踏まえて、国では医療的ケア児の保護者が保育利用を希望する場合に受け入れることができる体制を整備するため、看護師の人件費等を補助する「医療的ケア児保育支援モデル事業」を平成29年度に創設されたが、平成30年度に示された保育対策関連予算では、1市当たり一律365万円（予算箇所数：全国60箇所）を上限に補助する限定的な事業となっている。

また、厚生労働省の調査によると、全国の19歳以下の医療的ケア児は、平成27年度に約1万7千人おり、平成17年度と比べると2倍近くに増えているものの、平成28年度に保育園に在籍している医療的ケア児は全国で324人しかおらず、そのうち68の地方公共団体しか看護師を配置できていないのが現状である。さらに、訪問看護サービスについては、在宅利用に限り医療保険が適用されるため、医療的ケア児が保育施設等を利用する際に訪問看護サービスを利用しようとするれば、全額自費での対応となる。

一方、障害児通所支援については、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、事業所での看護師の配置を評価する加算が創設されたが、看護師の配置基準について厳しい基準が設定されており、同基準に該当しない場合は、事業所の負担により、看護師を配置しなければならない状況である。

医療的ケア児の支援の要になるコーディネーターの養成についても、国において「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」が創設されているほか、平成30年度の報酬改定において「要医療児者支援体制加算」が新設されたところであるが、203万円の2分の1が補助上限であり、研修の人件費や国が示す研修プログラムの実施や、求められる支援内容に相応しい人材の配置のための財政支援としては不十分である。

3 提言の趣旨

については、増加する医療的ケア児の支援体制の確保のため、限定的な補助制度ではなく、地方公共団体の実態やニーズに応じた制度となるよう補助の拡充を求めるとともに、保育施設等の利用時においても、訪問看護サービスが保険適用できるよう制度の改正を求めてまいりたい。